

白川土地改良区 土地改良財産使用承認申請手続

平成21年4月1日より他目的使用規定が改正されます。

主な改正事項は、個人住宅よりの浄化槽の排水（表2イ・ロ）及び個人住宅への進入路設置（表2ハ）については、承認期間が施設の存続する日までになり更新手続きがなくなります。また、使用料が全面改正になります。

1. 申請書類

表1

書 類	浄化槽・廃水	進入路等	防除・養魚水	その他	備 考
① 承認申請書	◎	◎	◎	◎	
② 位置図	◎	◎	◎	◎	住宅地図でも可
③ 平面図	◎	◎	◎	◎	浄化槽については配管図
④ 構造図	◎	◎	◎	◎	工場生産浄化槽は認定シート
⑤ 字 限 図	◎	◎	◎	◎	
⑥ 断 面 図	◎				
⑦ 浄化槽設置届出書	◎				
⑧ 放流経路図	◎				放流口詳細図含
⑨ 使用面積計算書	△	◎	△	△	△は必要に応じ
⑩ 構造計算書	△	△	△	△	△は必要に応じ
⑪ 他目的使用誓約書	◎				
⑫ 他目的使用同意書	◎	◎	◎	◎	
⑬ 工事完了届	◎	◎	◎	◎	工事写真含
⑭ そ の 他	△	△	△	△	△は必要に応じ

2. 申請方法

- ① 申請に当たっては、⑪同意書・⑫完了届の書類を除いた全ての必要書類を2部作成し、事務担当者に書類の事前審査を受けること。
- ② 申請書類の事前審査後に維持管理組合長・担当理事の順に「他目的使用同意」を、得て申請を行うこと。なお、申請書1部は組合長に提出すること。
- ③ 工事完了後は速やかに「工事完了届」を提出すること。なお、完了届には工事写真を添付すること。

3. 使用料及び手数料

表2

	使用目的	使 用 料		手 数 料		備 考
				現地確認	承認書交付	
イ	個人住宅からの合併浄化槽の排水	組合員	1ヶ所当り1回 5,000円	7,500円	1,000円	
		非組合員	1ヶ所当り1回 30,000円			
ロ	個人住宅からの単独浄化槽又は雑廃水の排水	組合員	1ヶ所当り1回 10,000円	7,500円	1,000円	
		非組合員	1ヶ所当り1回 50,000円			
ハ	個人住宅への進入路等		1平方メートル当り1回 2,000円	7,500円	1,000円	構造物全幅×延長
ニ	事業所等への進入路等		1平方メートル当り年額 200円	7,500円	1,000円	構造物全幅×延長
ホ	工場及び事業所等の合併浄化槽からの排水	1人槽当り	年額 500円	7,500円	1,000円	
ヘ	工場及び事業所等の単独浄化槽からの排水	1人槽当り	年額 750円	7,500円	1,000円	
ト	工場及び事業所等からの廃水の排水	年総排水量1立方メートル当り	年額 10円	7,500円	1,000円	
チ	養魚池への養魚用水		年額 承認年度経常賦課金相当額	7,500円	1,000円	水張面積10a当り
リ	畑地・樹園地への防除用水		年額 承認年度経常賦課金の100分の10相当額	7,500円	1,000円	10a当り
ヌ	そ の 他	使用料規定による		7,500円	1,000円	

- ① 新規申請の場合の使用料及び手数料は、承認期間の使用料及び現地確認手数料並びに、承認書交付手数料を承認時一括前納になります。

4. 申請上の注意事項

- ① 承認書の交付は、毎月5日まで申請されたものは15日、20日まで申請されたものは末日の交付となります。
- ② 他目的使用の承認期間は、別表2のニ～ヌは、承認の日から最長で3ヶ年となりますので、引続き使用する場合は更新手続きが必要です。
- ③ 承認期間中に申請者の都合で、廃止又は使用者の変更があった場合には、速やかに「使用中止届」・「名義変更届」等の提出が必要です。
- ④ 承認申請は申請者自ら行うのが原則ですが、都合により代理人が申請する場合は承認条件および指示等について申請者に説明をするとともに、施設の設置期間中は代理人と申請者で全責任を負うこと。
- ⑤ 農業法人が使用する社屋・事務所は別表2の組合員を適用する。